

## 新型コロナウイルス感染症の予防に配慮した 【建築物省エネ法】届出の郵送等による受付について

### ■【建築物省エネ法】の郵送等による受付、副本返却

新型コロナウイルス感染拡大をうけ、建築物省エネ法の郵送等による受付に加え、一部の手続きについての副本返却にも郵送対応を行います。

### ■対象業務

	受付	副本返却
①届出	○	×
②変更届	○	×
③取止め届	○	○

### ■対応期間

当面の間(状況により延長又は短縮する場合があります。)

### ■申請・受付・受領等手続きの流れ

1. 郵送等送付票(省エネ)をダウンロードして、必要事項を記入してください。
2. 申請書一式及び送付票を同封の上、到達が確認できる方法(例:レターパックプラスなど)により郵送してください。
3. 書類が到達後、電子メール等でご連絡をいたします。必要書類が整っている場合、当課に到達した日が受付日となります。修正等があれば、電子メール等でご連絡します。

#### 郵送先：

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階  
横浜市建築局建築指導部建築企画課 建築環境担当 宛て

※申請書の日付は空欄で郵送してください。

### ■「①届出」、「②変更届」の副本返却について

郵送による副本返却を行っていません。

直接窓口にお越しいただき、修正資料差替え等と共に、副本の受領をお願いします。

### ■「③取止め届」の副本返却について

郵送による副本返却が可能です。

郵送による副本返却をご希望の場合は、返送用封筒(レターパックプラス又はライト)を忘れずに同封してください。

※返信用封筒には誤送付防止のため、宛名を記載した上で同封してください。

## ■留意事項

※郵送等による手続きは、新型コロナウイルス感染症に係る緊急対応であり感染拡大防止の観点から行うものです。状況の変化により取り扱いの変更も有り得ることをご了承ください。

※郵送等は追跡サービスなどで到達が確認できるものとするなど、発送者の責任において行ってください。また郵送等にかかる費用は発送者が負担してください。

※状況により、郵便物が市役所に到着してから当課に届くまでに時間がかかることがあります。

郵送する際は、到着日に2～3日ほどの余裕をもって郵送していただくようお願いします。

## ■問い合わせ先

建築企画課 建築環境担当 電話 045-671-4526 FAX045-550-3513

メールアドレス: kc-casbee@city.yokohama.jp